京都大学百年史

資料編 一

序　文

京都大学百年史は全体で七巻の予定で、これまで総説編、部局史編三巻、計四巻が出版されてきた。そしていよいよ資料編の最初の巻が発刊されるところまで来た。

京都大学の活動してきた百年の間には非常に多くの出来事があり、京都大学に関係したそれらの内容を知ることは日本の歴史の一端を知ることであるとともに、これからの大学の発展にとっても大切なことであると考えられる。それは既に出版されている総説編、部局史編によっても知ることができるが、そこに盛りこむことのできなかった多くのことがこの資料編三巻に存在する。

大学の組織やその変遷については関係法令・規則の集成から、また、その時々の大学のおかれた状況については多くの記事・データや人々の残した記録などで知ることができるわけで、

資料編三巻はこの百年のいろいろな時点における京都大学の姿を歴史の流れの中でくわしく見せてくれるにちがいなく、これまでの四巻とは全くちがった楽しさと価値が存在するのである。

ヨーロッパの大学には数百年の歴史を持つものがあり、大学の歴史についても多くの研究があるが、日本の近代的大学の歴史は明治以後であって、その大学史を専門とする研究者は非常に少く、研究のための資料もけっして整備されているとは言えない状態にある。そういった中で、この京都大学百年史資料編三巻はこれからの日本の大学史研究のための貴重な集成として評価されることになるだろう。

京都大学百年史編集史料室にはこの三巻にまとめられた資料のほかに膨大な資料があり、資料編の編集作業が終っても、これらの資料が散逸しないように整理し管理しながら、大学史研究によく活用される方法を考えることが必要である。そのためには多くの方々の理解と協力をお願いしなければならない。

平成元年から始まった百年史の企画立案はその後編集委員会の設置となり、さらに附属図書館の中に京都大学百年史編集史料室が設けられ、本格的な史料の収集が始められ、今日に至っ

ている。その間この編集史料室で一貫して史料の収集と編集作業にたずさわって下さった西山伸氏をはじめとする史料室の皆様に感謝いたします。資料編三巻を含む京都大学百年史全七巻の出版は、財団法人京都大学後援会の御支援によるものであり、心からお礼申し上げます。

平成一一年七月

京都大学総長　長尾　真

序　文

平成二年に発足した京都大学百年史編集委員会は、これまで四人の編集委員長のもと、部局史編三巻（平成九年刊行）、総説編（平成一〇年刊行）の編集を行ってきた。そしてこのほど資料編三巻の刊行が開始される運びとなった。

近年多くの大学で沿革史の編纂が行われているが、その際に資料編あるいは資料集を作成する大学も珍しくなくなってきた。このことは、大学沿革史の編纂が学術的成果にもとづいて行われるということが常識となりつつある事実を示すもので、編集委員会にとっては大変喜ばしいことである反面、社会に対するより大きな責任を負うことも意味すると言えよう。特に資料編は、史料・データ等を直接収録することになるので、その編集には一層の厳密さが不可欠であるというのがわれわれの共通した認識であった。

このような認識のもと、編集委員会で議論を積み重ねた結果、多面的な視点から京都大学の歴史を見ることができるように、資料編は次の五編構成とすることが決定された。

まず京都大学の制度的変遷を示すため、関連する法令および学内規則を可能な限り網羅的に収録し、「第一編　法令・規則」とした。次に、京都大学における様々な出来事、事件を、公文書以外の諸種の史料も収録して立体的に描くことを目的として「第二編　百年の出来事」を設定した。また、大学の主要な行事である入学式・卒業式、そしてその場における歴代総長の式辞は、自ずと各時代の京都大学の姿を雄弁に語るものと考え「第三編　式典・式辞」を設けた。さらに、京都大学の歴史を客観的に考えるための基礎資料として、組織・人事等の変遷、各種の数値データを整理して「第四編　一覧・統計」とした。そして最後に、年代ごとに京都大学の歴史を一望するために「第五編　年表」を置くこととした。

以上の構成に従って、編集主任礪波護大学院文学研究科・文学部教授のもとで編集作業が進められた。具体的な項目の設定や史料の選択等に関しては、百年史編集委員会専門委員会のなかに設けられた「資料編ワーキング・グループ」（藤井譲治大学院文学研究科・文学部教授を主

査とし、辻本雅史大学院教育学研究科・教育学部教授、伊藤之雄大学院法学研究科・法学部教授、西山伸大学院文学研究科・文学部助手・百年史編集史料室、冨岡勝大学院教育学研究科・教育学部助手・百年史編集史料室、を構成員とする）において検討された。百年史編集史料室から提出された原案にもとづいて、ワーキング・グループに編集委員長や編集主任も加わり、活発な議論の末に成案を作成し、それを専門委員会で、さらには編集委員会で決定するという手続きを経て、内容が固められていった。

資料編は、この第一巻の刊行に引き続き、第二巻および第三巻も来年度中の刊行を目指して現在準備中である。総説編、部局史編と合わせて、京都大学百年の歴史を知り、今後の大学の方向性を考える資料として活用していただければ、編集委員会としてこれにまさる喜びはない。

この機会に、編集主任をはじめ、「資料編ワーキング・グループ」の方々や、その他関係の皆様に心からの謝意を表したい。

なお、今回の資料編を含む京都大学百年史の出版は、財団法人京都大学後援会のご協力によ

るものであり、深く感謝の意を表します。

平成一一年七月

歴代の百年史編集委員長に代って
京都大学百年史編集委員会第五代委員長
菊池　光造

凡　例

一　『京都大学百年史』は、京都大学百年史編集委員会が編集する京都大学百年の歴史であり、総説編一巻、部局史編三巻、資料編三巻よりなる。

二　資料編の構成は次の通りである。

第一編　法令・規則（本巻）
第二編　百年の出来事
第三編　式典・式辞（以上第二巻）
第四編　一覧・統計
第五編　年表
総索引（以上第三巻）

三　第一編「法令・規則」には、一八九七（明治三〇）年六月の創立から、一九九八（平成一〇）年四月までの、京都大学に関する重要な法令および学内規則を収録した。ただし、法令に関しては、一部京都帝国大学創立以前のものも収録した。

四　第一編は項目別に一五の章に分け、必要に応じて細目を立てた。史料は細目ごとに年代順に配列し、番号を

付した。

五　法令、規則は原則として制定時および全部改正時の条文を収録した。ただし通則、京都帝国大学官制、各部局の改編に関する法令などは一部改正時の条文も収録した。

六　京都大学の各部局は、一九九八（平成一〇）年四月現在の時点を基準として項目を立て、過去に改組等がある場合には細目を立てた。また、掲載の順序は原則として『京都大学百年史』部局史編に従った。

七　本文の記述は以下の要領によった。

（一）　史料の表題は、原則として原史料のものを採用したが、学内規則については「京都大学」「京都帝国大学」は省略し、編者が内容に即して表題をつけたものには＊を付した。編集の都合により史料の一部を省略した場合には、その旨を〔抄〕と示し、本文中にも〔中略〕のように示した。また、編者の付した副題は〔　〕で示した。

（二）　典拠は表題の次に付し、巻末の典拠目録にある番号を［　］で示した。

（三）　法令については、勅令、法律、文部省令などの種類・官省名等を示して、法令番号を付した。学内規則については、達示、総長裁定などの種類を示し、達示および医療技術短期大学部における規程の場合は番号を付した。

（四）　法令については制定日と公布日（官報登載日）を併記した。ただし、「改正」欄および目次には公布日を掲げた。学内規則については、達示については達示日、総長裁定・評議会決定・教授会決定等については裁定日等を掲げた。

（五）　法令の公布文（法令の表題、本文より前の部分）は、一部改正時においては省略した。

（六）　重複する一部の史料については、表題・法令番号・年月日のみを記した。史料本文については他の収録

頁を示した。

（七）編者による史料本文の補足については〔　〕で示した。

（八）法令、規則の一部改正については、次の資料を参考にして「改正」欄に示した。法令は『官報』『法令全書』『現行日本法規　旧法令改廃経過』『文部法令要覧』、学内規則は『京都大学規程集』『京都大学学報』『学内達示書類』。なお、一部改正法令が未施行の間に改正された場合は、当該法令の公布年月日の次に（　）で未施行法令を改正する法令の公布年月日を掲げた。

（九）法令、規則の廃止、全部改正、改称は〔注〕に示した。

（一〇）原史料が横書きのものは縦書きに改め、その旨を〔注〕に示した。

（一一）史料本文は原則として原史料の通りに表記したが、次の事項は例外とした。

①　漢字は常用漢字を使用した。ただし人名に関しては原史料に従った。

②　疑義のある箇所には〔ママ〕あるいは〔カ〕を傍注した。

③　「ヒ」「冂」などの合わせ字は、「トモ」「コト」などに改めた。

目次

序文　京都大学総長　長尾　真
序文　京都大学百年史編集委員会第五代委員長　菊池光造
凡例
目次
細目次

第一編　法令・規則

第一章　総則関係……三
一　京都帝国大学創立……三
二　総則……四
第二章　通則……七〇
第三章　評議会・協議会・教授会・諸委員会……一六六

一　評　議　会……一六六
二　協　議　会……一七一
三　教　授　会……一七二
四　諸委員会……一七三
第四章　事務組織等……二四〇
一　事務組織……二四〇
二　命令・告示……二五四
第五章　人　事……二五五
一　総　長……二五五
二　総長特別補佐……二六四
三　副　学　長……二六四
四　教　職　員……二六六
(一)　服務・懲戒……二六六
(二)　任　用……二八五
(三)　定　員……二八七
(四)　職員種類……二九一
(五)　俸　給……三〇四
(六)　停(定)年……三一五
(七)　任　期……三一八

五　名誉教授……三二一
六　外国人教員・客員教員……三二五
七　副　手……三三一
第六章　学　務……三三三
一　学　位……三三三
二　名誉博士……三四五
三　研　修……三四六
四　研　究　生……三四九
五　教育職員免許……三五〇
六　外国留学……三五五
七　外国人学生……三六六
八　委託学生……三六八
九　年限短縮……三六九
一〇　特別研究生……三七二
第七章　学部・大学院・教養部……三七五
一　講　座　等……三七五
二　大学院全般……三九四
三　総合人間学部……四〇六
四　大学院文学研究科・文学部……四〇九

(一) 文科大学……四〇九
(二) 文　学　部……四一二
(三) 大学院文学研究科・文学部……四一七
五　大学院教育学研究科・教育学部……四一七
(一) 教育学部……四一七
(二) 大学院教育学研究科・教育学部……四二一
六　大学院法学研究科・法学部……四二二
(一) 法科大学……四二二
(二) 法　学　部……四二七
(三) 大学院法学研究科・法学部……四三三
七　大学院経済学研究科・経済学部……四三五
(一) 経済学部……四三五
(二) 大学院経済学研究科・経済学部……四四七
八　大学院理学研究科・理学部……四四七
(一) 理工科大学……四四七
(二) 理科大学……四六二
(三) 理　学　部……四六六
(四) 大学院理学研究科・理学部……四七六
九　大学院医学研究科・医学部……四七七
(一) (京都)医科大学……四七七
(二) 福岡医科大学……四八五

(三)　医　学　部……四八七
(四)　大学院医学研究科・医学部……五〇一
(五)　附属病院……五〇二
一〇　大学院薬学研究科・薬学部……五〇六
(一)　薬　学　部……五〇六
(二)　大学院薬学研究科・薬学部……五一一
一一　大学院工学研究科・工学部……五一一
(一)　理工科大学……五一一
(二)　工科大学……五一一
(三)　工　学　部……五二一
(四)　大学院工学研究科・工学部……五三〇
一二　大学院農学研究科・農学部……五三一
(一)　農　学　部……五三一
(二)　大学院農学研究科・農学部……五四九
(三)　附属農場……五五〇
(四)　附属演習林……五五二
一三　大学院人間・環境学研究科……五五二
一四　大学院エネルギー科学研究科……五五八
一五　大学院アジア・アフリカ地域研究研究科……五六一
一六　大学院情報学研究科……五六五
一七　教養部……五六八

(一) 分　校……五六八
(二) 教　養　部……五七〇
第八章　附置研究所……五七三
一　研究部門……五七三
二　化学研究所……五七六
三　人文科学研究所……五八一
四　再生医科学研究所……五八五
(一) 胸部疾患研究所……五八五
(二) 医用高分子研究センター……五九二
(三) 生体医療工学研究センター……五九六
(四) 再生医科学研究所……五九九
五　エネルギー理工学研究所……六〇三
(一) 原子エネルギー研究所……六〇三
(二) ヘリオトロン核融合研究センター……六〇六
(三) エネルギー理工学研究所……六〇八
六　木質科学研究所……六一〇
七　食糧科学研究所……六一三
八　防災研究所……六一五
九　基礎物理学研究所……六二八
一〇　ウイルス研究所……六三一

一一　経済研究所……六三五
一二　数理解析研究所……六三六
一三　原子炉実験所……六三九
一四　霊長類研究所……六四二

第九章　センター・施設等……六四六

一　東南アジア研究センター……六四六
二　保健管理センター・保健診療所……六五一
三　大型計算機センター……六五七
四　放射性同位元素総合センター……六六三
五　体育指導センター……六六九
六　放射線生物研究センター……六七一
七　環境保全センター……六七四
八　超高層電波研究センター……六七七
九　遺伝子実験施設……六八〇
一〇　留学生センター……六八三
（一）　国際交流センター……六八三
（二）　留学生センター……六八四
一一　生態学研究センター……六八七
一二　高等教育教授システム開発センター……六九一
一三　総合博物館……六九四

一四　総合情報メディアセンター……六九七
（一）　情報処理教育センター……六九七
（二）　総合情報メディアセンター……七〇二
一五　計算センター……七〇七
一六　埋蔵文化財研究センター……七一〇
一七　学生懇話室……七一一
一八　アフリカ地域研究資料センター……七一二
（一）　アフリカ地域研究センター……七一二
（二）　アフリカ地域研究資料センター……七一六
一九　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー……七一七
二〇　身体障害学生相談室……七一八
二一　学術情報ネットワーク機構……七二〇
二二　総合体育館……七二一
二三　国際交流会館……七二二
第一〇章　附属図書館……七二六
第一一章　厚生補導等……七四一
一　授業料等……七四一
二　寄宿舎……七五六
三　学内掲示・集会……七五九

四　学生懲戒……七六三
五　入学に関する附則……七六五
第一二章　受託研究等……七六八
第一三章　経　理……七九三
第一四章　兵役・軍事教練・学徒動員……八二五
一　兵　役……八二五
二　軍事教練……八四三
三　学徒動員……八五〇
第一五章　併設学校等……八五八
一　第七臨時教員養成所……八五八
二　附属医学専門部……八六二
三　第三高等学校……八七〇
四　工業教員養成所……八七一
五　医療技術短期大学部……八八九
（一）　前身諸学校……八八九
（二）　医療技術短期大学部……九二二
典拠目録……九五五

細目次

第一編　法令・規則

第一章　総則関係

一　京都帝国大学創立

一　京都帝国大学ニ関スル件……（一八九七・六・二二）　三
二　京都帝国大学の位置*……（一八九七・七・二〇）　三

二　総　則

一　帝国大学令……（一八八六・三・二）　四
二　帝国大学令一部改正……（一八九三・八・一一）　五
三　大　学　令……（一九一八・一二・六）　六
四　帝国大学令……（一九一九・二・七）　九
五　帝国大学及其ノ学部ニ関スル件〔抄〕……（一九一九・二・七）　一〇

六　学校教育法〔抄〕……（一九四七・三・三一）　一一
七　学校教育法施行規則〔抄〕……（一九四七・五・二三）　一五
八　大学基準……（一九四七・七・八）　一九
九　臨時教員養成所官制等一部改正〔抄〕〔京都帝国大学を京都大学に改称〕……（一九四七・九・三〇）　二三
一〇　大学院基準……（一九四九・四・一二）　二五
一一　国立学校設置法〔抄〕……（一九四九・五・三一）　二六
一二　国立学校設置法施行規則〔抄〕……（一九四九・六・二二）　二九
一三　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔新制大学院設置〕……（一九五三・三・二六）　三二
一四　大学設置基準……（一九五六・一〇・二二）　三三
一五　国立学校設置法施行規則〔抄〕……（一九六四・四・一）　四七
一六　大学の運営に関する臨時措置法〔抄〕……（一九六九・八・七）　五四
一七　大学院設置基準〔抄〕……（一九七四・六・二〇）　五九
一八　国立学校設置法施行令〔抄〕……（一九八四・六・二八）　六三
一九　大学設置基準一部改正〔抄〕〔設置基準の大綱化〕……（一九九一・六・三）　六六

第二章　通　則

一　分科大学通則……（一八九七・九・三）　七〇
二　通則一部改正〔研究生規定追加〕……（一八九九・一・一二）　七四
三　通則一部改正〔研究生規定削除〕……（一八九九・九・一二）　七四

四　通則一部改正〔入学、聴講生規定中改正〕……（一九〇〇・四・一七）　七四
五　通則一部改正〔授業料及用品料規定中改正〕……（一九〇〇・一二・七）　七五
六　通則等一部改正〔抄〕〔在学規定中改正〕……（一九〇二・三・六）　七五
七　通則一部改正〔授業料及用品料規定中改正〕……（一九〇二・九・二二）　七五
八　通則……（一九〇四・九・一）　七五
九　通則一部改正〔特待学生規定追加〕……（一九〇八・三・一三）　八〇
一〇　通則一部改正〔卒業規定中改正〕……（一九〇八・九・一六）　八一
一一　通則一部改正〔入学、授業料、大学院規定中改正〕……（一九〇八・一二・一八）　八一
一二　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九〇九・四・五）　八二
一三　通則一部改正〔選科生規定中改正〕……（一九〇九・六・七）　八二
一四　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九〇九・七・一）　八二
一五　通則一部改正〔奨学資金規定中改正〕……（一九〇九・一〇・一五）　八二
一六　通則一部改正〔外国学生規定中改正〕……（一九〇九・一〇・二〇）　八三
一七　通則一部改正〔入学規定中改正、特選給費学生規定追加〕……（一九〇九・一〇・二九）　八三
一八　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九一〇・六・二）　八四
一九　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九一〇・六・一一）　八四
二〇　通則一部改正〔授業料、大学院規定中改正〕……（一九一一・一・九）　八四
二一　通則一部改正〔学年休業規定中改正〕……（一九一一・六・一九）　八五
二二　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九一一・一〇・一九）　八五
二三　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九一一・一一・一六）　八五
二四　通則一部改正〔授業料、奨学資金規定中改正〕……（一九一二・一・二六）　八六

二五　通則一部改正（選科生規定中改正）……（一九一二・二・二九）　八六
二六　通則一部改正（学年休業規定中改正）……（一九一二・九・二六）　八六
二七　通則一部改正（入学、授業料規定中改正）……（一九一三・六・二六）　八六
二八　通則一部改正（学年休業規定中改正）……（一九一三・八・二）　八七
二九　通則一部改正（入学、卒業規定中改正）……（一九一四・七・七）　八七
三〇　通則一部改正（入学規定中改正）……（一九一四・一一・三〇）　八七
三一　通則一部改正（入学規定中改正）……（一九一五・五・一〇）　八七
三二　通則一部改正（休学退学規定中改正）……（一九一六・一二・一三）　八七
三三　通則一部改正（選科生規定中改正）……（一九一七・四・二八）　八八
三四　通則一部改正（分科大学を学部に改正）……（一九一九・四・一）　八八
三五　通則一部改正（卒業規定中改正）……（一九一九・五・三〇）　八八
三六　通則一部改正……（一九二一・一・二〇）　八八
三七　通則一部改正（学年休業、入学授業、授業料、選科生、大学院規定中改正）……（一九二二・二・一五）　九四
三八　通則一部改正（入学授業、試験規定中改正）……（一九二四・二・一二）　九六
三九　通則一部改正（選科生規定中改正）……（一九二四・一一・一三）　九六
四〇　通則一部改正（授業料規定中改正）……（一九二五・三・三〇）　九六
四一　通則一部改正（大学院学生規定中改正）……（一九二五・四・六）　九七
四二　通則一部改正（学年、入学授業、選科生規定中改正）……（一九二五・一二・二八）　九七
四三　通則一部改正（学年規定中改正）……（一九二七・四・六）　九七
四四　通則一部改正（授業料規定中改正）……（一九二九・三・二二）　九八

四五　通則一部改正（大学院学生規定中改正）……（一九二九・四・一）　九八
四六　通　則……（一九三八・三・二六）　九八
四七　通則一部改正（試験規定中改正）……（一九三九・三・三一）　一〇五
四八　通則一部改正（入学、選科生規定中改正）……（一九四一・三・一三）　一〇五
四九　通則一部改正（入学、授業料、大学院学生規定中改正、特選給費学生規定を大学院特別研究生規定に改正）……（一九四四・四・一）　一〇五
五〇　通則一部改正（入学、休学退学除籍、授業料、選科生、大学院学生、大学院特別研究生、貸費給費賞与規定中改正）……（一九四六・七・三）　一〇七
五一　通則一部改正（入学、授業料、選科生、大学院学生規定中改正）……（一九四七・四・二一）　一〇八
五二　通　則……（一九四九・八・五）　一〇九
五三　通則一部改正（授業料規定中改正）……（一九五二・五・二〇）　一一二
五四　通　則……（一九五三・四・七）　一一三
五五　通則一部改正（聴講生規定中改正）……（一九五三・六・二三）　一一九
五六　通則一部改正（入学、大学院規定中改正）……（一九五四・九・二一）　一二〇
五七　通則一部改正（学位規定中改正）……（一九五五・一・二五）　一二〇
五八　通則一部改正（聴講生規定中改正）……（一九五五・三・八）　一二一
五九　通則一部改正（大学院、外国学生、委託生、聴講生規定中改正）（一九五五・一一・二二）　一二二
六〇　通則一部改正（除籍規定中改正）……（一九五六・三・二〇）　一二二
六一　通則一部改正（検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料規定中改正）……（一九五六・四・一〇）　一二二
六二　通則一部改正（休学規定中改正）……（一九五六・九・二五）　一二三

六三　通則一部改正〔入学、研究料、聴講料規定中改正〕……（一九五七・五・一四）一二三
六四　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九五九・三・二）一二五
六五　通則一部改正〔学士称号規定中改正〕……（一九六〇・四・一二）一二五
六六　通則一部改正〔授業料規定中改正〕……（一九六一・三・七）一二五
六七　通則一部改正〔検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料規定中改正〕……（一九六三・四・九）一二五
六八　通則一部改正〔学位規定中改正〕……（一九六三・四・二三）一二六
六九　通則等一部改正〔抄〕〔検定料、入学料規定中改正〕……（一九六六・三・二二）一二六
七〇　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九六七・三・二八）一二七
七一　通則一部改正〔入学規定中改正〕……（一九七二・一・二五）一二七
七二　通則一部改正〔検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料規定中改正〕……（一九七二・四・一八）一二七
七三　通則等一部改正〔抄〕〔休業日規定中改正〕……（一九七三・四・一七）一二九
七四　通則一部改正〔学修規定中改正、特別聴講学生規定追加〕……（一九七四・一・八）一二九
七五　通則一部改正〔検定料、入学料、授業料、研究料、聴講料規定中改正〕……（一九七五・三・一八）一三〇
七六　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九七五・六・二四）一三二
七七　通則一部改正〔宣誓、除籍規定中改正〕……（一九七五・一二・九）一三三
七八　通則一部改正〔特別研究学生、大学院、学位規定中改正〕……（一九七六・六・八）一三四
七九　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九七七・三・一五）一四〇
八〇　通則一部改正〔入学、入学料、授業料規定中改正〕……（一九七八・二・二一）一四〇

八一　通則一部改正〔授業料等の額、大学院規定中改正〕……（一九七八・四・一八）　一四一
八二　通則等一部改正〔抄〕〔授業料等の額規定中改正〕……（一九七八・六・二〇）　一四二
八三　通則一部改正〔入学、授業料等の額規定中改正〕……（一九七八・一〇・三一）　一四二
八四　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九七九・五・一）　一四三
八五　通則一部改正〔入学、大学院規定中改正〕……（一九七九・一二・一八）　一四三
八六　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八一・五・一九）　一四四
八七　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八三・五・二四）　一四五
八八　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八五・五・二一）　一四五
八九　通則一部改正〔休業日、大学院規定中改正〕……（一九八六・五・二〇）　一四六
九〇　通則一部改正〔授業料規定中改正〕……（一九八七・三・一〇）　一四六
九一　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八七・五・二〇）　一四七
九二　通則一部改正〔検定料規定中改正〕……（一九八七・一二・二二）　一四七
九三　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八八・五・一〇）　一四八
九四　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九八九・五・一六）　一四八
九五　通則等一部改正〔抄〕〔授業料の額規定中改正〕……（一九八九・七・三）　一四八
九六　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九九〇・六・二六）　一四九
九七　通則一部改正〔授業料規定中改正〕……（一九九一・三・五）　一五〇
九八　通則一部改正〔授業料、大学院、学位規定中改正〕……（一九九一・五・二八）　一五〇
九九　通則一部改正〔入学、特別聴講生、特別研究生規定中改正〕…（一九九一・一二・二四）　一五一
一〇〇　通則一部改正〔卒業、大学院、学位規定中改正〕……（一九九二・三・一七）　一五一
一〇一　通則一部改正〔大学院規定中改正〕……（一九九二・一〇・二〇）　一五二

一〇二　通則一部改正（学修規定中改正、科目等履修生規定追加）……（一九九二・一一・一〇）　一五三
一〇三　通則一部改正（学期、休業日、入学、教育課程、科目区分規定中改正）……（一九九三・三・九）　一五四
一〇四　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九三・六・二二）　一五七
一〇五　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九四・六・七）　一五七
一〇六　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九四・九・二七）　一五八
一〇七　通則一部改正（科目等履修生、聴講生規定中改正）……（一九九四・一一・八）　一五九
一〇八　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九五・一・二四）　一五九
一〇九　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九五・五・九）　一六〇
一一〇　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九六・三・二六）　一六〇
一一一　通則一部改正（大学院、特別聴講学生、特別研究学生規定中改正）……（一九九七・三・一八）　一六三
一一二　通則一部改正（大学院規定中改正）……（一九九八・三・一〇）　一六四

第三章　評議会・協議会・教授会・諸委員会

一　評議会

一　帝国大学令一部改正（評議会設置）……（一八九三・八・一一）　一六六
二　評議員選挙手続……（一八九九・一〇・三）　一六六
三　評議会規程……（一八九九・一二・二八）　一六六
四　教育公務員特例法（評議会を規定）……（一九四九・一・一二）　一六七

五　国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則……（一九五三・四・二二）一六七
六　評議会規程……（一九五三・九・二九）一六九
七　評議会内規……（一九六九・一二・二三）一七〇

二　協　議　会

一　教育公務員特例法（協議会設置）……（一九四九・一・一二）一七一
二　国立学校設置法等一部改正（協議会廃止）……（一九七三・九・二九）一七一

三　教　授　会

一　帝国大学令一部改正（教授会設置）……（一八九三・八・一一）一七二
二　学校教育法（教授会を規定）……（一九四七・三・三一）一七二
三　教育公務員特例法（教授会を規定）……（一九四九・一・一二）一七二

四　諸　委　員　会

一　衛生事務心得……（一九〇二・一・二九）一七三
二　衛生事務取扱規程……（一九〇八・一一・四）一七三
三　電力委員会規程……（一九一六・六・二）一七四
四　建築委員会規程……（一九一七・六・二二）一七五
五　防衛企画委員会規則……（一九四一・八・一八）一七六
六　渉外委員会規程……（一九四六・二・一）一七六
七　風致委員会規程……（一九四六・三・一五）一七七

八　清風荘管理委員会規程……（一九四六・三・一五）　一七七
九　建築委員会規程……（一九四七・一・一〇）　一七八
一〇　電力委員会規程……（一九四七・一・一〇）　一七九
一一　衛生事務取扱規程……（一九四七・二・一八）　一八〇
一二　物品管理委員会規程……（一九四九・二・二二）　一八一
一三　輔導会議規程……（一九四九・八・二五）　一八二
一四　輔導委員規程……（一九四九・八・二五）　一八二
一五　防火委員会規程……（一九五一・三・二九）　一八三
一六　学生部委員会規程……（一九五二・四・二〇）　一八四
一七　総合研究会議規程……（一九五二・五・二〇）　一八五
一八　原子力研究整備委員会要項……（一九五八・六・一六）　一八六
一九　放射性同位元素等管理委員会規程……（一九六〇・一二・六）　一八六
二〇　大学制度委員会規程……（一九六三・七・二）　一八八
二一　教育課程等委員会規程……（一九六五・九・二八）　一八九
二二　入学試験制度委員会規程……（一九六六・三・二二）　一八九
二三　創立七十周年記念式典委員会要項……（一九六六・七・五）　一九〇
二四　創立七十周年記念施設建設委員会要項……（一九六六・九・一六）　一九一
二五　イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査委員会要項（一九六七・八・二二）　一九二
二六　宇治地区防火委員会規程……（一九六八・一〇・八）　一九三
二七　大学問題検討委員会要項……（一九六九・六・一七）　一九三
二八　同和問題委員会規程……（一九七三・一・一六）　一九四

二九　大学院制度検討委員会規程……（一九七三・二・六）一九五
三〇　入学者選抜方法研究委員会要項……（一九七三・六・五）一九六
三一　遺跡保存調整委員会規程……（一九七三・七・三）一九七
三二　安全委員会規程……（一九七三・九・一八）一九八
三三　廃棄物処理等専門委員会要項……（一九七三・一〇・二二）一九九
三四　保健衛生委員会規程……（一九七四・五・一四）二〇〇
三五　創立七十周年記念後援会助成金選考委員会規程……（一九七四・六・四）二〇一
三六　保健安全関係委員会委員長懇談会要項……（一九七四・一〇・一）二〇二
三七　歴史的建築物保存調査専門委員会要項……（一九七四・一二・一七）二〇三
三八　廃棄物処理等専門委員会規程……（一九七五・七・一）二〇四
三九　制規等専門委員会要項……（一九七七・一・一一）二〇五
四〇　環境保全委員会規程……（一九七七・四・二六）二〇六
四一　国際交流委員会規程……（一九七七・五・二四）二〇八
四二　共通第一次学力試験実施委員会等規程……（一九七八・六・二七）二〇九
四三　学術情報問題調査検討委員会要項……（一九七九・一二・四）二一〇
四四　敷地利用特別委員会要項……（一九七九・一二・四）二一〇
四五　教職教育委員会要項……（一九八四・一・三一）二一一
四六　学術情報システム整備委員会要項……（一九八四・九・一一）二一二
四七　将来計画検討委員会要項……（一九八四・九・二五）二一三
四八　教養部にかかわる大学院問題検討委員会要項……（一九八四・一〇・九）二一四
四九　教養部にかかわる構想検討委員会要項……（一九八七・三・三〇）二一五

五〇　動物実験指針検討委員会要項……（一九八七・七・一四）　二一五
五一　動物実験委員会要項……（一九八八・六・二八）　二一六
五二　後援会助成事業検討委員会規程……（一九八八・一一・二二）　二一七
五三　教務事務電算管理運営委員会要項……（一九八九・一・二五）　二一八
五四　創立百周年記念事業委員会要項……（一九八九・五・一六）　二一九
五五　大学入試センター試験実施委員会規程……（一九八九・六・二七）　二二〇
五六　百年史編集委員会要項……（一九九〇・九・一一）　二二一
五七　創立百周年記念施設建設委員会要項……（一九九一・五・二八）　二二二
五八　教育課程等特別委員会要項……（一九九一・七・二二）　二二三
五九　保健診療所の在り方検討委員会要項……（一九九二・六・二）　二二四
六〇　核燃料物質管理委員会規程……（一九九二・六・三〇）　二二五
六一　教育課程委員会規程……（一九九二・一一・一〇）　二二六
六二　自己点検・評価実施準備委員会規程……（一九九二・一一・一〇）　二二七
六三　将来構想検討委員会規程……（一九九三・二・二三）　二二八
六四　自己点検・評価実施規程……（一九九三・二・二三）　二三〇
六五　新キャンパス委員会規程……（一九九四・三・二九）　二三四
六六　創立百周年記念事業支援委員会要項……（一九九四・四・一二）　二三六
六七　創立百周年記念式典・シンポジウム委員会要項……（一九九五・四・一八）　二三六
六八　百年史編集史料室要項……（一九九五・九・一二）　二三七
六九　広報委員会規程……（一九九七・四・八）　二三八

第四章　事務組織等

一　事務組織

一　分課規程……（一八九七・九・三）二四〇
二　帝国大学処務規程……（一九四五・六・一六）二四一
三　国立学校設置法施行規則（事務局、厚生補導に関する部設置）……（一九四九・六・二二）二四一
四　分課規程……（一九四九・八・二五）二四一
五　分課規程……（一九六〇・一・一六）二四三
六　分課規程……（一九七三・五・八）二四七

二　命令・告示

一　命令及告示式……（一八九七・九・二）二五四

第五章　人　事

一　総　長

一　帝国大学令一部改正（総長を規定）……（一八九三・八・一一）二五五
二　京都帝国大学官制（総長を規定）……（一八九七・六・二二）二五五
三　京都帝国大学総長職務規程……（一八九七・七・一四）二五五

四　帝国大学総長職務規程……（一九一八・九・一八）二五六
五　総長選挙手続……（一九一九・四・一七）二五七
六　総長候補者銓衡手続内規……（一九三八・一一・一〇）二五八
七　学長選考基準……（一九四九・九・一五）二六〇
八　学長を総長に改称*……（一九五四・六・八）二六二
九　総長選考基準……（一九六六・六・二一）二六二

二　総長特別補佐

一　総長特別補佐に関する規程……（一九九五・二・七）二六四

三　副学長

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔副学長設置〕……（一九九八・四・九）二六四
二　副学長選考規程……（一九九八・四・九）二六五
三　厚生補導担当の副学長の職務を定める規程……（一九九八・四・九）二六五

四　教職員

（一）服務・懲戒

一　文官分限令……（一八九九・三・二八）二六六
二　文官懲戒令……（一八九九・三・二八）二六八
三　東京、京都両帝国大学に文官普通懲戒委員会設置*……（一八九九・七・二四）二七一
四　文官分限令一部改正〔抄〕……（一九三二・九・二四）二七一

五　国家公務員法〔抄〕……（一九四七・一〇・二二）　二七一
六　教育公務員特例法〔抄〕……（一九四九・一・一二）　二七九
七　教育公務員特例法施行令〔抄〕……（一九四九・一・一二）　二八四

（二）任　用

一　帝国大学舎監特別任用ノ件……（一八九七・六・二二）　二八五
二　帝国大学学生監特別任用ノ件……（一九〇七・七・一八）　二八五
三　帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特別任用令（一九〇八・六・一六）　二八六

（三）定　員

一　行政機関職員定員法〔抄〕……（一九四九・五・三一）　二八七
二　国立学校設置法施行令〔抄〕……（一九五四・三・三一）　二八八
三　行政機関の職員の定員に関する法律〔抄〕……（一九六九・五・一六）　二八九
四　行政機関職員定員令〔抄〕……（一九六九・五・一六）　二九〇

（四）職員種類

一　京都帝国大学官制……（一八九七・六・二二）　二九一
二　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔総長職権の一部を福岡医科大学長に委任〕……（一九〇三・三・二五）　二九三
三　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔舎監を学生監に改称〕……（一九〇三・一二・五）　二九三
四　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔学生監専任化〕……（一九〇七・六・一七）　二九四
五　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔事務官、司書官、司書、薬局長設置〕……（一九〇八・六・三）　二九四
六　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔薬剤手設置〕……（一九〇九・四・七）　二九四

七　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔書記官廃止、総長職権の一部の福岡医科大学長への委任廃止〕……（一九一一・三・三一）　二九五
八　京都帝国大学官制一部改正〔看護婦長設置〕……（一九一六・一二・二三）　二九五
九　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔技手設置〕……（一九一八・六・二四）　二九五
一〇　京都帝国大学官制一部改正〔帝国大学令改正に伴う全面的改正〕……（一九一九・四・一）　二九六
一一　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔書記官設置、看護婦長を看護長に改称〕……（一九二一・四・一三）　二九八
一二　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔学生監を教授助教授より補任〕……（一九二三・五・二四）　二九八
一三　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔農場長、演習林長設置〕……（一九二四・五・二九）　二九八
一四　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔学生監を学生主事に改称、学生主事補設置〕……（一九二八・一〇・三〇）　二九九
一五　京都帝国大学官制一部改正〔抄〕〔臨海実験所長、臨湖実験所長、火山温泉研究所長設置〕……（一九三七・一二・二七）　二九九
一六　東京帝国大学官制外二十一勅令一部改正〔抄〕〔事務監、看護婦養成施設主事設置〕……（一九四五・六・一六）　三〇〇
一七　東京帝国大学官制一部改正等〔抄〕〔学生主事、学生主事補廃止等〕……（一九四六・三・一五）　三〇〇
一八　帝国大学官制〔抄〕……（一九四六・四・一）　三〇一
一九　学校教育法〔職員種類を規定〕……（一九四七・三・三一）　三〇四

二〇　国立学校設置法施行規則〔職員種類を規定〕……（一九四九・六・二二）　三〇四

（五）　俸　給

一　帝国大学高等官官等俸給令……（一八九七・六・二二）　三〇四
二　高等官官等俸給令〔抄〕……（一九一〇・三・二八）　三〇六
三　一般職の職員の給与に関する法律〔抄〕……（一九五〇・四・三）　三〇九
四　一般職の職員の給与に関する法律一部改正〔抄〕……（一九五三・八・一八）　三一三

（六）　停（定）年

一　在職教授退職ニ関スル申合……（一九二三・三・一三）　三一五
二　教員停年規程……（一九五〇・五・二）　三一六
三　教員停年規程……（一九六四・一・二一）　三一七
四　国家公務員法一部改正〔抄〕〔職員の定年を規定〕……（一九八一・六・一一）　三一七

（七）　任　期

一　大学の教員等の任期に関する法律〔抄〕……（一九九七・六・一三）　三一八
二　教官の任期に関する規程……（一九九八・四・九）　三二〇

五　名誉教授

一　帝国大学令一部改正〔名誉教授を規定〕……（一八九三・八・一一）　三二一
二　帝国大学名誉教授及文部省直轄諸学校名誉教授ノ待遇ニ関スル件……（一九一五・八・一〇）　三二一
三　名誉教授推薦内規……（一九二一・二・三）　三二二
四　帝国大学等の名誉教授に関する件〔抄〕……（一九四六・七・六）　三二二

五　学校教育法一部改正〔抄〕〔当該大学による名誉教授の称号授与〕……（一九五〇・四・一九）　三二三
六　名誉教授称号授与規程……（一九五〇・九・一五）　三二四

六　外国人教員・客員教員

一　帝国大学及文部省直轄諸学校雇外国人ニ関スル件……（一八九三・九・一一）　三二五
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔外国人教員、客員教授を規定〕……（一九六五・三・三一）　三二六
三　客員教授選考基準……（一九七二・三・二二）　三二六
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔客員教授を規定〕……（一九七六・五・一〇）　三二七
五　招へい外国人学者等受入れ要項……（一九七七・三・二二）　三二八
六　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法……（一九八二・九・一）　三二九
七　京都大学において任用される外国人の教員の任期に関する規程……（一九八三・二・二二）　三三〇

七　副手

一　副手規程……（一九〇九・一二・一五）　三三一

第六章　学　務

一　学　位

一　学位令……（一八九八・一二・一〇）　三三三
二　博士会規則……（一八九八・一二・一〇）　三三三
三　学位令細則……（一八九九・一・七）　三三四
四　学位令……（一九二〇・七・六）　三三六
五　学位規程……（一九二一・三・二六）　三三七
六　学校教育法〔学位を規定〕……（一九四七・三・三一）　三三八
七　学位規則……（一九五三・四・一）　三三九
八　学位規程……（一九五八・一・二八）　三四一

二　名誉博士

一　名誉博士称号授与規程……（一九八七・二・二四）　三四五

三　研　修

一　内地研究員研修規程……（一九四九・五・一二）　三四六
二　研修規程……（一九五〇・七・一五）　三四七

四　研　究　生

一　研究生規程……（一九七五・一二・九）　三四九

五　教育職員免許

一　教育職員免許状授与資格の取得に関する規程……（一九七五・一一・二五）　三五〇

六　外国留学

一　文部省外国留学生規程……（一八九二・一一・二二）　三五五
二　文部省外国留学生規程……（一九〇一・三・二九）　三五六
三　教授欧米派遣に関する申合……（一九一六・七・七）　三五七
四　文部省在外研究員規程……（一九二〇・九・一五）　三五八
五　在外研究員規程……（一九二二・一・二三）　三六〇
六　文部省在外研究員規程……（一九六三・四・二二）　三六三

七　外国人学生

一　文部省直轄学校外国人特別入学規程……（一九〇一・一一・一一）　三六六
二　国費外国人留学生制度実施要項……（一九五四・四・一）　三六七

八　委託学生

一　委託学生規程……（一九一三・一〇・二二）　三六八

九　年限短縮

一　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件（一九四一・一〇・一六）　三六九
二　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕……（一九四一・一〇・一六）　三七〇
三　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕……（一九四一・一一・一）　三七〇
四　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕……（一九四二・一一・二五）　三七一
五　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕……（一九四三・一一・二五）　三七一
六　大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕……（一九四五・三・一六）　三七二

一〇　特別研究生

一　大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件……（一九四三・九・二九）　三七二
二　大学院又は研究科の特別研究生に関する件第一条の大学指定*……（一九四三・一〇・二）　三七四

第七章　学部・大学院・教養部

一　講　座　等

一　帝国大学令一部改正〔講座を規定〕……（一八九三・八・一一）　三七五

二　明治三十六年勅令第六十八号〔京都帝国大学法科大学医科大学および理工科大学講座の件〕……（一九〇三・三・三一）　三七五
三　京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件……（一九一九・二・七）　三七七
四　東京帝国大学官制外十四勅令一部改正〔抄〕〔大正八年勅令第一五号に京都帝国大学講座令の題名を付与〕……（一九四三・七・二八）　三七九
五　大学基準〔講座を規定〕……（一九四七・七・八）　三八〇
六　国立大学の講座に関する省令〔抄〕……（一九五四・九・七）　三八〇
七　大学設置基準〔学科目制、講座制を規定〕……（一九五六・一〇・二二）　三八三
八　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令〔抄〕……（一九六四・二・二五）　三八四

二　大学院全般

一　帝国大学令〔大学院を規定〕……（一八八六・三・二）　三九四
二　大学院規程……（一八九九・三・一八）　三九四
三　学校教育法〔大学院を規定〕……（一九四七・三・三一）　三九六
四　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令〔抄〕……（一九五三・三・三一）　三九七
五　大学院審議会規程……（一九五三・四・七）　三九八
六　大学院研究科会議規程……（一九五三・四・七）　三九九
七　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専

攻の名称及び課程〔抄〕……（一九五三・五・一三）四〇〇
八　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令一部改正〔抄〕〔医学研究科設置〕……（一九五五・七・一）四〇一
九　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令第一条の表に掲げる国立大学の大学院の研究科に置く専攻の名称及び課程〔抄〕〔医学研究科に博士課程設置〕……（一九五五・八・三）四〇二
一〇　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令〔抄〕……（一九六三・三・三一）四〇二
一一　大学院の管理運営に関する規程……（一九七六・六・八）四〇三
一二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔学部附属施設を研究科附属施設に移行〕……（一九九八・四・九）四〇六

三　総合人間学部

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔総合人間学部設置〕……（一九九二・五・六）四〇六
二　総合人間学部規程……（一九九二・一〇・一）四〇七

四　大学院文学研究科・文学部

（一）　文科大学

一　明治三十六年勅令第六十八号一部改正〔文科大学に講座設置〕……（一九〇六・六・五）四〇九
二　京都帝国大学文科大学開設*……（一九〇六・六・一一）四〇九

三　文科大学規程……（一九〇六・八・一六）　四〇九
（二）　文　学　部
一　国立学校設置法〔新制文学部発足〕……（一九四九・五・三一）　四一二
二　文学部規程……（一九四九・一二・一九）　四一二
三　大学院文学研究科規程……（一九五三・四・七）　四一四
（三）　大学院文学研究科・文学部
一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔文学研究科長設置〕（一九九六・三・三一）　四一七

五　大学院教育学研究科・教育学部
（一）　教育学部
一　国立学校設置法〔教育学部設置〕……（一九四九・五・三一）　四一七
二　教育学部規程……（一九五〇・一二・二二）　四一七
三　大学院教育学研究科規程……（一九五三・四・七）　四一九
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨床教育実践研究センター設置〕……（一九九七・三・三一）　四二一
（二）　大学院教育学研究科・教育学部
一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔教育学研究科長設置〕……（一九九八・三・三一）　四二一

六　大学院法学研究科・法学部
（一）　法科大学

一　京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件〔抄〕……（一八九九・七・四）四二二
二　京都帝国大学法科大学および医科大学開設*……（一八九九・七・四）四二三
三　法科大学規程……（一八九九・九・一）四二三
四　法科大学学科課程……（一八九九・一二・一四）四二五
五　京都帝国大学法科大学の法律学科および政治学科の区別廃止*……（一九〇三・九・一九）四二六
六　京都帝国大学法科大学に法律学科および政治学科設置*……（一九〇七・五・一八）四二七
七　京都帝国大学法科大学の政治学科を政治経済学科に改組*（一九一四・八・二九）四二七

（二）法学部

一　国立学校設置法〔新制法学部発足〕……（一九四九・五・三一）四二七
二　法学部規程……（一九四九・一一・二九）四二七
三　大学院法学研究科規程……（一九五三・四・七）四三〇
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔国際法政文献資料センター設置〕……（一九七九・三・三一）四三三

（三）大学院法学研究科・法学部

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔法学研究科長設置〕（一九九二・四・一）四三三
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔法政実務交流センター設置〕……（一九九八・四・九）四三四

七　大学院経済学研究科・経済学部

（一）経済学部

一　帝国大学及其ノ学部ニ関スル件一部改正〔経済学部設置〕…（一九一九・五・二九）四三五
二　京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件一部改正……（一九一九・五・二九）四三五
三　経済学部規程……（一九一九・五・三一）四三五
四　国立学校設置法〔新制経済学部発足〕……（一九四九・五・三一）四四一
五　経済学部規程……（一九四九・一一・五）四四一
六　大学院経済学研究科規程……（一九五三・四・七）四四四

（二）　大学院経済学研究科・経済学部

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔経済学研究科長設置〕……（一九九七・三・三一）四四七

八　大学院理学研究科・理学部

（一）　理工科大学

一　京都帝国大学理工科大学開設*……（一八九七・六・二三）四四七
二　京都帝国大学理工科大学講座ノ件……（一八九七・六・二四）四四七
三　理工科大学土木工学科及機械工学科課程……（一八九七・九・三）四四八
四　京都帝国大学理工科大学学科増設*……（一八九八・六・三〇）四五〇
五　京都帝国大学理工科大学の数学科、物理学科および純正化学科を理学科に改称*……（一九〇四・八・二二）四五一
六　理工科大学規程……（一九〇四・八・二五）四五一
七　京都帝国大学理工科大学の理学科を分ちて数学科、物理学科、純正化学科に改称*……（一九〇八・九・一一）四六二

（二）理科大学

一　京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔理工科大学を理科大学、工科大学に分離〕……（一九一四・七・六）　四六二

二　明治三十六年勅令第六十八号一部改正〔理科大学に講座設置〕……（一九一四・七・六）　四六三

三　理科大学規程……（一九一四・七・七）　四六三

四　京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気工学科、採鉱冶金学科および工業化学科ならびに理科大学授業開始＊……（一九一四・八・二九）　四六五

（三）理学部

一　京都帝国大学官制一部改正〔附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所設置〕……（一九三七・一二・二七）　四六六

二　国立学校設置法〔新制理学部発足〕……（一九四九・五・三一）　四六六

三　理学部規程……（一九五〇・七・一五）　四六六

四　大学院理学研究科規程……（一九五三・四・七）　四六八

五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔地震観測所設置〕……（一九五四・三・三一）　四七〇

六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔天文台設置〕……（一九五八・三・三一）　四七〇

七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔火山温泉研究施設を地球物理学研究施設、火山研究施設に改組〕……（一九五九・三・三一）　四七一

八　国立学校設置法施行規則〔植物生態研究施設設置〕……（一九六四・四・一）　四七一

九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔逢坂山地殻変動観測

所設置〕……（一九七〇・四・一七）四七一
一〇　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔地震観測所を阿武山地震観測所に改組、徳島地震観測所設置〕……（一九七二・五・一）四七二
一一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔地震予知観測地域センター設置〕……（一九七三・四・一二）四七二
一二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔機器分析センター設置〕……（一九七五・四・一）四七二
一三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔琵琶湖古環境実験施設、地磁気世界資料解析センター設置〕……（一九七七・四・一八）四七三
一四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔気候変動実験施設設置〕……（一九八一・四・一）四七三
一五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔琵琶湖古環境実験施設廃止〕……（一九八七・三・三一）四七四
一六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔阿武山地震観測所、逢坂山地殻変動観測所、徳島地震観測所、地震予知観測地域センター廃止〕……（一九九〇・六・八）四七四
一七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔気候変動実験施設廃止〕……（一九九一・三・二九）四七五
一八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨湖実験所、植物生態研究施設廃止〕……（一九九一・四・一二）四七五
一九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔分子発生生物学研究

センター設置〕……（一九九三・四・一）四七五
（四）大学院理学研究科・理学部
一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔理学研究科長設置〕（一九九五・三・三〇）四七六
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔地球物理学研究施設、火山研究施設廃止、地球熱学研究施設設置〕……（一九九七・三・三一）四七六

九　大学院医学研究科・医学部
（一）（京都）医科大学
一　京都帝国大学法科大学及医科大学講座ノ件〔抄〕……（一八九九・七・四）四七七
二　京都帝国大学法科大学および医科大学開設*……（一八九九・七・四）四七八
三　医科大学規程……（一八九九・九・一）四七八
四　医科大学学科課程……（一八九九・九・一）四七九
五　京都医科大学規程……（一九〇四・八・二五）四八一
六　医科大学講習科規程……四八四
七　医科大学研究科規程……（一九一五・六・二五）四八四
（二）福岡医科大学
一　京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔福岡医科大学設置〕……（一九〇三・三・二五）四八五
二　京都帝国大学福岡医科大学開設*……（一九〇三・三・二六）四八五
三　明治三十六年勅令第六十八号〔抄〕〔福岡医科大学に講座設置〕……（一九〇三・三・三一）四八五
四　福岡医科大学規程および学科課程は当分京都医科大学規程

および学科課程を適用＊……（一九〇三・八・三）　四八六
五　京都帝国大学ニ関スル件一部改正（京都医科大学を医科大学に改組）……（一九一一・三・三一）　四八六
六　九州帝国大学ニ関スル件一部改正（福岡医科大学を九州帝国大学医科大学に改組）……（一九一一・三・三一）　四八六

（三）医学部

一　国立学校設置法（新制医学部発足）……（一九四九・五・三一）　四八七
二　学校教育法一部改正（抄）（医・歯学の履修資格を規定）……（一九四九・六・一）　四八七
三　医学部規程……（一九五〇・二・二一）　四八八
四　学校教育法一部改正（抄）（医・歯学部六年制を規定）……（一九五四・三・三一）　四九一
五　医学部規程……（一九五四・九・二一）　四九二
六　大学院医学研究科規程……（一九五五・七・一九）　四九五
七　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（皮膚病特別研究施設設置）……（一九五七・四・一〇）　四九七
八　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（脳神経研究施設設置）……（一九六七・五・三一）　四九七
九　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（動物実験施設設置）（一九七二・五・一）　四九八
一〇　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（代謝研究施設設置）（一九七三・四・一二）　四九八
一一　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（先天異常標本解析センター設置）……（一九七五・四・一）　四九九
一二　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（代謝研究施設を免疫

研究施設に改組）……（一九七七・四・一八）　四九九
一三　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（総合解剖センター設置）……（一九七九・三・三一）　五〇〇
一四　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（皮膚病特別研究施設廃止）……（一九八五・四・一）　五〇〇
一五　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（脳神経研究施設廃止）……（一九九〇・六・八）　五〇〇
一六　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（免疫研究施設廃止）（一九九三・四・一）　五〇一

（四）　大学院医学研究科・医学部

一　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（医学研究科長設置）（一九九五・三・三〇）　五〇一

（五）　附属病院

一　医科大学附属医院規程……（一八九九・一二・一一）　五〇二
二　医学部附属医院協議会規程……（一九四六・九・二三）　五〇二
三　国立学校設置法（附属病院を規定）……（一九四九・五・三一）　五〇二
四　医学部附属病院規程……（一九五〇・二・二一）　五〇三
五　医学部附属病院規程……（一九六六・一二・二〇）　五〇三

一〇　大学院薬学研究科・薬学部

（一）　薬学部

一　大学院薬学研究科規程……（一九五三・四・七）　五〇六
二　国立学校設置法一部改正（抄）（薬学部設置）……（一九六〇・三・三一）　五〇七

三　薬学部規程……（一九六〇・四・一二）　五〇七
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔薬用植物園設置〕…（一九七三・四・一二）　五一〇
（二）　大学院薬学研究科・薬学部
一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔薬学研究科長設置〕（一九九七・三・三一）　五一一

一一　大学院工学研究科・工学部
（一）　理工科大学
（二）　工科大学
一　京都帝国大学ニ関スル件一部改正〔理工科大学を理科大学、工科大学に分離〕……（一九一四・七・六）　五一一
二　明治三十六年勅令第六十八号一部改正〔工科大学に講座設置〕……（一九一四・七・六）　五一二
三　工科大学規程……（一九一四・七・七）　五一二
四　京都帝国大学工科大学土木工学科、機械工学科、電気工学科、採鉱冶金学科および工業化学科ならびに理科大学授業開始*……（一九一四・八・二九）　五一二
（三）　工学部
一　国立学校設置法〔新制工学部発足〕……（一九四九・五・三一）　五一一
二　工学部規程……（一九四九・八・一五）　五一一
三　大学院工学研究科規程……（一九五三・四・七）　五一三
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔オートメーション研

究施設設置）……（一九五九・三・三一）五二五
五　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（電離層研究施設設置）……（一九六一・四・一）五二六
六　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（超高温プラズマ研究施設設置）……（一九六六・四・五）五二六
七　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（超高温プラズマ研究施設廃止）……（一九七六・五・一〇）五二六
八　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（イオン工学実験施設設置）……（一九七八・四・一）五二七
九　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（電離層研究施設廃止）……（一九八一・四・一）五二七
一〇　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（環境微量汚染制御実験施設設置）……（一九八五・四・一）五二七
一一　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（重質炭素資源転換工学実験施設設置）……（一九八六・四・五）五二八
一二　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（オートメーション研究施設を高度情報開発実験施設に改組）……（一九八九・五・二九）五二八
一三　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（メゾ材料研究センター設置）……（一九九二・四・一〇）五二九
一四　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（環境微量汚染制御実験施設廃止、環境質制御研究センター設置）……（一九九五・三・三〇）五二九

（四）大学院工学研究科・工学部

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔工学研究科長設置〕……（一九九六・三・三一）五三〇

二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔重質炭素資源転換工学実験施設廃止〕……（一九九六・三・三一）五三一

三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔高度情報開発実験施設廃止〕……（一九九七・三・三一）五三一

一二　大学院農学研究科・農学部

（一）農学部

一　帝国大学及其ノ学部ニ関スル件一部改正〔農学部設置〕……（一九二三・一一・二八）五三一

二　京都帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件一部改正……（一九二三・一一・二八）五三二

三　農学部規程……（一九二四・一・二六）五三二

四　国立学校設置法〔新制農学部発足〕……（一九四九・五・三一）五四〇

五　農学部規程……（一九五〇・二・二一）五四〇

六　大学院農学研究科規程……（一九五三・四・七）五四二

七　農学部規程……（一九五三・四・七）五四三

八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農業簿記研究施設設置〕……（一九五八・三・三一）五四五

九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農薬研究施設設置〕（一九六三・四・一）五四五

一〇　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔亜熱帯植物実験所設置〕……（一九六七・五・三一）五四六

一一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔植物生殖質研究施設設置〕……（一九七一・三・三一）　五四六
一二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔水産実験所設置〕…（一九七二・五・一）　五四七
一三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔牧場設置〕……（一九七四・四・一一）　五四七
一四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔生物細胞生産制御実験センター設置〕……（一九八二・三・三一）　五四七
一五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔生物細胞生産制御実験センター廃止〕……（一九九〇・六・八）　五四八
一六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農業簿記研究施設廃止〕……（一九九五・三・三〇）　五四八
一七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔植物生殖質研究施設廃止〕……（一九九六・五・一一）　五四九

（二）　大学院農学研究科・農学部

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農学研究科長設置〕（一九九七・三・三一）　五四九
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔農薬研究施設廃止〕（一九九七・三・三一）　五五〇

（三）　附属農場

一　京都帝国大学官制一部改正〔附属農場設置〕……（一九二四・五・二九）　五五〇
二　農学部附属農場運営委員会規程……（一九六一・一二・一）　五五〇
三　農学部附属農場協議員会内規……（一九七六・二・一九）　五五一

（四）　附属演習林

一　京都帝国大学官制一部改正〔附属演習林設置〕……（一九二四・五・二九）　五五二

二　農学部附属演習林協議員会規程……（一九六二・一・二五）　五五二

一三　大学院人間・環境学研究科

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔人間・環境学研究科長設置〕……（一九九一・三・二九）　五五二

二　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔人間・環境学研究科設置〕……（一九九一・三・三〇）　五五三

三　大学院人間・環境学研究科運営協議会要項……（一九九一・四・一一）　五五四

四　大学院人間・環境学研究科規程……（一九九一・五・二八）　五五四

五　大学院人間・環境学研究科顧問会議要項……（一九九二・六・三〇）　五五六

六　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔人間・環境学研究科に博士課程設置〕……（一九九三・三・二六）　五五七

一四　大学院エネルギー科学研究科

一　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔エネルギー科学研究科設置〕……（一九九六・三・二七）　五五八

二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔エネルギー科学研究科長設置〕……（一九九六・三・三一）　五五八

三　大学院エネルギー科学研究科規程……（一九九六・四・一）　五五九

一五　大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

一　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔アジア・アフリカ地域研究研究科設置〕……（一九九八・三・二七）五六一
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔アジア・アフリカ地域研究研究科長設置〕……（一九九八・三・三一）五六二
三　大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程……（一九九八・四・一）五六二

一六　大学院情報学研究科

一　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔情報学研究科設置〕…（一九九八・三・二七）五六五
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔情報学研究科長設置〕……（一九九八・三・三一）五六五
三　大学院情報学研究科規程……（一九九八・四・一）五六六

一七　教養部

（一）分校

一　国立学校設置法施行規則〔分校設置を規定〕……（一九四九・六・二二）五六八
二　分校規程……（一九四九・八・二五）五六八
三　分校審議会規程……（一九四九・一一・一〇）五六九

（二）教養部

一　教養部規程……（一九五四・三・二三）五七〇
二　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔教養部法制化〕……（一九六三・三・三一）五七〇
三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔教養部法制化を京大

に適用〕……（一九六三・四・一）五七一
四　教養部規程……（一九六九・七・八）五七一
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔教養部廃止〕……（一九九二・九・三〇）五七二

第八章　附置研究所

一　研究部門

一　国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令〔抄〕（一九六四・二・二五）五七三

二　化学研究所

一　化学研究所官制……（一九二六・一〇・五）五七六
二　化学研究所商議委員会規程……（一九二六・一一・二六）五七七
三　化学研究所常任委員会規程……（一九二六・一一・二六）五七七
四　国立学校設置法〔新制化学研究所発足〕……（一九四九・五・三一）五七八
五　国立学校設置法施行規則〔原子核科学研究施設設置〕……（一九六四・四・一）五七八
六　化学研究所規程……（一九六六・一二・二〇）五七八
七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔新無機合成開発施設設置〕……（一九七五・四・一）五七九
八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔核酸情報解析施設設置〕……（一九八一・四・一）五八〇
九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔新無機合成開発施設

廃止）……（一九八二・三・三一）　五八一

三　人文科学研究所

一　人文科学研究所官制……（一九三九・八・二）　五八一
二　人文科学研究所協議員会規程……（一九三九・八・二三）　五八二
三　東京帝国大学講座令等一部改正（抄）（人文科学研究所官制一部改正）……（一九四六・三・二二）　五八三
四　国立学校設置法（新制人文科学研究所発足）……（一九四九・五・三一）　五八三
五　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（東洋学文献センター設置）……（一九六五・三・三一）　五八三
六　人文科学研究所附属東洋学文献センター規程……（一九六五・六・八）　五八四
七　人文科学研究所附属東洋学文献センター運営協議会規程……（一九六五・六・八）　五八四

四　再生医科学研究所

（一）　胸部疾患研究所

一　結核研究所官制……（一九四一・三・二七）　五八五
二　結核研究所協議員会規程……（一九四二・七・二一）　五八六
三　国立学校設置法（新制結核研究所発足）……（一九四九・五・三一）　五八七
四　国立学校設置法施行規則（附属病院設置）……（一九六四・四・一）　五八七
五　国立学校設置法一部改正（抄）（結核研究所を結核胸部疾患研究所に改組）……（一九六七・五・三一）　五八七

六　結核胸部疾患研究所規程……（一九六七・七・四）　五八八
七　結核胸部疾患研究所附属病院規程……（一九六七・一〇・一七）　五八九
八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔感染免疫動物実験施設設置〕……（一九八一・四・一）　五九一
九　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔結核胸部疾患研究所を胸部疾患研究所に改組〕……（一九八八・四・八）　五九一
一〇　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔附属病院廃止〕……（一九九八・四・九）　五九二

（二）　医用高分子研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔医用高分子研究センター設置〕……（一九八〇・三・三一）　五九二
二　医用高分子研究センター規程……（一九八〇・四・八）　五九三
三　医用高分子研究センター協議員会規程……（一九八〇・四・八）　五九四
四　医用高分子研究センター運営委員会規程……（一九八〇・四・八）　五九五
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔医用高分子研究センター廃止〕……（一九九〇・三・三一）　五九五

（三）　生体医療工学研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔生体医療工学研究センター設置〕……（一九九〇・六・八）　五九六
二　生体医療工学研究センター規程……（一九九〇・六・二六）　五九六
三　生体医療工学研究センター協議員会規程……（一九九〇・六・二六）　五九七
四　生体医療工学研究センター運営委員会規程……（一九九〇・六・二六）　五九八

五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔生体医療工学研究センター廃止〕……（一九九八・四・九）　五九九
（四）　再生医科学研究所
一　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔胸部疾患研究所を再生医科学研究所に改組〕……（一九九八・四・九）　五九九
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔感染免疫動物実験施設を再生実験動物施設に改組〕……（一九九八・四・九）　六〇〇
三　再生医科学研究所規程……（一九九八・四・九）　六〇〇
四　再生医科学研究所協議員会規程……（一九九八・四・九）　六〇二

五　エネルギー理工学研究所
（一）　原子エネルギー研究所
一　工学研究所官制……（一九四一・一一・二九）　六〇三
二　工学研究所協議員会規程……（一九四一・一二・二三）　六〇四
三　国立学校設置法〔新制工学研究所発足〕……（一九四九・五・三一）　六〇四
四　工学研究所協議員会規程……（一九五〇・二・二一）　六〇四
五　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔工学研究所を原子エネルギー研究所に改組〕……（一九七一・三・三一）　六〇五
（二）　ヘリオトロン核融合研究センター
一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔ヘリオトロン核融合研究センター設置〕……（一九七六・五・一〇）　六〇六

二　ヘリオトロン核融合研究センター規程……（一九七六・五・一一）　六〇六
三　ヘリオトロン核融合研究センター協議員会規程……（一九七六・五・一一）　六〇七
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔ヘリオトロン核融合研究センター廃止〕……（一九九六・五・一一）　六〇八

（三）　エネルギー理工学研究所

一　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔原子エネルギー研究所をエネルギー理工学研究所に改組〕……（一九九六・五・一一）　六〇八
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔エネルギー複合機構研究センター設置〕……（一九九六・五・一一）　六〇九

六　木質科学研究所

一　木材研究所官制……（一九四四・五・二〇）　六一〇
二　木材研究所協議員会規程……（一九四四・五・二〇）　六一一
三　国立学校設置法〔新制木材研究所発足〕……（一九四九・五・三一）　六一一
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔木材防腐防虫実験施設設置〕……（一九七九・三・三一）　六一二
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔木材防腐防虫実験施設廃止〕……（一九八六・三・三一）　六一二
六　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔木材研究所を木質科学研究所に改組〕……（一九九一・四・一二）　六一三

七　食糧科学研究所

一　食糧科学研究所官制……（一九四六・九・一一）　六一三
二　食糧科学研究所協議員会規程……（一九四七・一〇・七）　六一四
三　国立学校設置法〔新制食糧科学研究所発足〕……（一九四九・五・三一）　六一四

八　防災研究所

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔防災研究所設置〕……（一九五一・三・三一）　六一五
二　防災研究所協議員会規程……（一九五一・一一・八）　六一六
三　国立学校設置法施行規則〔宇治川水理実験所、桜島火山観測所、鳥取微小地震観測所設置〕……（一九六四・四・一）　六一六
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔上宝地殻変動観測所設置〕……（一九六五・三・三一）　六一六
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔潮岬風力実験所、白浜海象観測所設置〕……（一九六六・四・五）　六一七
六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔屯鶴峯地殻変動観測所、穂高砂防観測所設置〕……（一九六七・五・三一）　六一七
七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔徳島地すべり観測所、大潟波浪観測所設置〕……（一九六九・六・一一）　六一七
八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔北陸微小地震観測所設置〕……（一九七〇・四・一七）　六一八
九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔防災科学資料センタ

ー設置〕……（一九七二・五・一）六一八
一〇　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔宮崎地殻変動観測所設置〕……（一九七四・四・一一）六一九
一一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔水資源研究センター設置〕……（一九七八・四・一）六一九
一二　防災研究所附属水資源研究センター規程……（一九七八・四・一八）六一九
一三　防災研究所附属水資源研究センター運営協議会規程……（一九七八・四・一八）六二〇
一四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔都市施設耐震システム研究センター設置〕……（一九八六・四・五）六二一
一五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔鳥取微小地震観測所、上宝地殻変動観測所、屯鶴峯地殻変動観測所、北陸微小地震観測所、宮崎地殻変動観測所廃止、地震予知研究センター設置〕（一九九〇・六・八）六二二
一六　防災研究所附属地震予知研究センター規程……（一九九〇・六・二六）六二二
一七　防災研究所附属地震予知研究センター運営協議会規程……（一九九〇・六・二六）六二三
一八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔防災科学資料センターを地域防災システム研究センターに改組〕……（一九九三・四・一）六二四
一九　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔都市施設耐震システム研究センター廃止〕……（一九九六・三・三一）六二四
二〇　国立学校設置法施行令一部改正〔抄〕〔設置目的改正、全国共同利用研究所に改組〕……（一九九六・五・一一）六二五
二一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔既存の一〇施設を災

害観測実験センター、地震予知研究センター、火山活動研究センター、水資源研究センター、巨大災害研究センターに改組〕（一九九六・五・一一）　六二五
二二　防災研究所規程……（一九九六・五・一一）　六二六
二三　防災研究所協議会規程……（一九九六・五・一一）　六二七

九　基礎物理学研究所

一　湯川記念館規程……（一九五二・四・一五）　六二八
二　湯川記念館委員会規程……（一九五二・四・一五）　六二八
三　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔基礎物理学研究所設置〕……（一九五三・七・二八）　六二九
四　基礎物理学研究所運営委員会規程……（一九五三・八・四）　六三〇
五　基礎物理学研究所協議員会規程……（一九五三・八・四）　六三〇

一〇　ウイルス研究所

一　国立学校設置法一部改正〔ウイルス研究所設置〕……（一九五六・三・二四）　六三一
二　ウイルス研究所協議員会規程……（一九五六・四・一）　六三二
三　国立学校設置法施行規則〔ウイルス診断研究施設設置〕……（一九六四・四・一）　六三三
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔ウイルス感染動物実験施設設置〕……（一九七八・四・一）　六三三
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔ウイルス診断研究施設を免疫不全ウイルス研究施設に改組〕……（一九八八・四・八）　六三三
六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔免疫不全ウイルス研

究施設廃止〕……（一九九八・三・三一）　六三四
七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔エイズ研究施設設置〕……（一九九八・四・九）　六三四

一一　経済研究所

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔経済研究所設置〕……（一九六二・三・二九）　六三五
二　経済研究所協議員会規程……（一九六二・一〇・二三）　六三五

一二　数理解析研究所

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔数理解析研究所設置〕……（一九六三・三・三一）　六三六
二　数理解析研究所協議員会規程……（一九六三・四・二三）　六三七
三　数理解析研究所運営委員会規程……（一九六三・四・二三）　六三七
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔数理応用プログラミング施設設置〕……（一九七一・三・三一）　六三八

一三　原子炉実験所

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔原子炉実験所設置〕……（一九六三・三・三一）　六三九
二　原子炉実験所協議員会規程……（一九六三・四・二三）　六三九
三　原子炉実験所運営委員会規程……（一九六三・四・二三）　六四〇
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔原子炉応用センター設置〕……（一九七五・四・一）　六四一

五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔原子炉医療基礎研究施設設置〕……（一九七六・五・一〇）　六四一

一四　霊長類研究所

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔霊長類研究所設置〕……（一九六七・五・三一）　六四二
二　霊長類研究所協議員会規程……（一九六七・六・一）　六四二
三　霊長類研究所運営委員会規程……（一九六七・六・一）　六四三
四　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔幸島野外観察施設、サル類保健飼育管理施設設置〕……（一九六九・六・一一）　六四四
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔幸島野外観察施設をニホンザル野外観察施設に改組〕……（一九八三・三・三一）　六四五

第九章　センター・施設等

一　東南アジア研究センター

一　東南アジア研究センター規程……（一九六三・一・八）　六四六
二　東南アジア研究センター管理委員会規程……（一九六三・一・八）　六四七
三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔東南アジア研究センター法制化〕……（一九六五・三・三一）　六四八
四　東南アジア研究センター管理委員会規程……（一九六五・四・二七）　六四八
五　東南アジア研究センター協議員会規程……（一九六九・三・一八）　六五〇

六　東南アジア研究センター規程……（一九八九・一一・一四）　六五一

二　保健管理センター・保健診療所

一　学生健康相談所規程……（一九三七・一二・二八）　六五一
二　分課規程（保健診療所設置）……（一九四九・八・二五）　六五三
三　保健診療所取扱規程……（一九五二・三・三一）　六五三
四　学生身体検査規程……（一九五四・一二・二一）　六五三
五　保健診療所業務規程……（一九六二・二・二〇）　六五四
六　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（保健管理センター設置）……（一九六六・四・五）　六五五
七　保健管理センター管理委員会規程……（一九六六・七・五）　六五五
八　保健診療所規程……（一九九八・三・三一）　六五六

三　大型計算機センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（大型計算機センター設置）……（一九六九・六・一一）　六五七
二　大型計算機センター運営委員会規程……（一九六九・六・一一）　六五八
三　大型計算機センター協議員会規程……（一九六九・七・八）　六五九
四　大型計算機センター利用規程……（一九六九・一一・一一）　六六〇
五　大型計算機センター規程……（一九六九・一二・九）　六六一

四　放射性同位元素総合センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔放射性同位元素総合センター設置〕……（一九七一・三・三一）　六六三
二　放射性同位元素総合センター運営委員会規程……（一九七一・四・一）　六六四
三　放射性同位元素総合センター規程……（一九七六・一二・二一）　六六五
四　放射性同位元素総合センター協議員会規程……（一九七六・一二・二一）　六六五
五　放射性同位元素総合センター運営委員会規程……（一九七六・一二・二一）　六六六
六　放射性同位元素総合センター利用規程……（一九七九・一・二三）　六六七

五　体育指導センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔体育指導センター設置〕……（一九七二・五・一）　六六九
二　体育指導センター規程……（一九七二・五・二三）　六七〇

六　放射線生物研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔放射線生物研究センター設置〕……（一九七六・五・一〇）　六七一
二　放射線生物研究センター規程……（一九七六・五・一一）　六七一
三　放射線生物研究センター協議員会規程……（一九七六・五・一一）　六七二
四　放射線生物研究センター運営委員会規程……（一九七六・五・一一）　六七三

七　環境保全センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔環境保全センター設置〕……（一九七七・四・一八）六七四
二　環境保全センター規程……（一九七七・四・一九）六七五
三　環境保全センター協議員会規程……（一九七七・四・一九）六七五
四　環境保全センター運営委員会規程……（一九七七・四・一九）六七六

八　超高層電波研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔超高層電波研究センター設置〕……（一九八一・四・一）六七七
二　超高層電波研究センター規程……（一九八一・四・二二）六七八
三　超高層電波研究センター協議員会規程……（一九八一・四・二二）六七九
四　超高層電波研究センター運営委員会規程……（一九八一・四・二二）六七九

九　遺伝子実験施設

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔遺伝子実験施設設置〕……（一九八八・四・八）六八〇
二　遺伝子実験施設規程……（一九八八・四・一九）六八一
三　遺伝子実験施設協議員会規程……（一九八八・四・一九）六八一
四　遺伝子実験施設運営委員会規程……（一九八八・四・一九）六八二

一〇　留学生センター

（一）　国際交流センター

一　国際交流センター要項……（一九八八・一一・一五）　六八三

（二）　留学生センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔留学生センター設置〕……（一九九〇・六・八）　六八四
二　留学生センター規程……（一九九〇・六・二六）　六八五
三　留学生センター協議員会規程……（一九九〇・六・二六）　六八六
四　留学生センター運営委員会規程……（一九九〇・六・二六）　六八七

一一　生態学研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔生態学研究センター設置〕……（一九九一・四・一二）　六八七
二　生態学研究センター規程……（一九九一・四・三〇）　六八八
三　生態学研究センター協議員会規程……（一九九一・四・三〇）　六八九
四　生態学研究センター運営委員会規程……（一九九一・四・三〇）　六九〇

一二　高等教育教授システム開発センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔高等教育教授システム開発センター設置〕……（一九九四・六・二四）　六九一
二　高等教育教授システム開発センター規程……（一九九四・九・一三）　六九一

三　高等教育教授システム開発センター協議員会規程 ……（一九九四・九・一三）　六九二
四　高等教育教授システム開発センター運営委員会規程 ……（一九九四・九・一三）　六九三

一三　総合博物館

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔総合博物館設置〕…（一九九七・三・三一）　六九四
二　総合博物館規程 ……（一九九七・四・一）　六九四
三　総合博物館協議員会規程 ……（一九九七・四・一）　六九五
四　総合博物館運営委員会規程 ……（一九九七・四・一）　六九六

一四　総合情報メディアセンター

（一）　情報処理教育センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔情報処理教育センター設置〕……（一九七八・四・一）　六九七
二　情報処理教育センター規程 ……（一九七八・四・一八）　六九七
三　情報処理教育センター協議員会規程 ……（一九七八・四・一八）　六九八
四　情報処理教育センター運営委員会規程 ……（一九七八・四・一八）　六九九
五　情報処理教育センター利用規程 ……（一九七九・九・二五）　七〇〇
六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔情報処理教育センター廃止〕……（一九九七・三・三一）　七〇二

（二）　総合情報メディアセンター

一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔総合情報メディアセ

ンター設置）……（一九九七・三・三一）　七〇二
二　総合情報メディアセンター規程……（一九九七・四・一）　七〇三
三　総合情報メディアセンター協議員会規程……（一九九七・四・一）　七〇三
四　総合情報メディアセンター運営委員会規程……（一九九七・四・一）　七〇四
五　総合情報メディアセンター利用規程……（一九九八・二・二四）　七〇五

一五　計算センター

一　計算センター規程……（一九六六・三・八）　七〇七
二　計算センター管理委員会規程……（一九六六・三・八）　七〇七
三　計算センター運営協議会規程……（一九七〇・五・二六）　七〇九

一六　埋蔵文化財研究センター

一　埋蔵文化財研究センター要項……（一九七七・七・五）　七一〇

一七　学生懇話室

一　学生懇話室要項……（一九九六・一・二五）　七一一

一八　アフリカ地域研究資料センター

（一）　アフリカ地域研究センター

一　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（アフリカ地域研究センター設置）……（一九八六・四・五）　七一二

二　アフリカ地域研究センター規程……（一九八六・四・一五）七一三
三　アフリカ地域研究センター協議員会規程……（一九八六・四・一五）七一四
四　アフリカ地域研究センター運営委員会規程……（一九八六・四・一五）七一四
五　国立学校設置法施行規則一部改正（抄）（アフリカ地域研究センター廃止）……（一九九六・三・三一）七一五
（二）　アフリカ地域研究資料センター
一　アフリカ地域研究資料センター要項……（一九九六・二・二〇）七一六

一九　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
一　ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項……（一九九六・五・二八）七一七

二〇　身体障害学生相談室
一　身体障害学生相談室要項……（一九八〇・一〇・一）七一八

二一　学術情報ネットワーク機構
一　学術情報ネットワーク機構要項……（一九九〇・二・二七）七二〇

二二　総合体育館
一　総合体育館規程……（一九七二・三・九）七二一

二三　国際交流会館

一　国際交流会館規程……（一九八二・六・二九）七二二

第一〇章　附属図書館

一　図書借受仮規則……（一八九八・一二・二）七二六
二　附属図書館規則……（一八九九・一一・二九）七二七
三　附属図書館規則執行手続……（一八九九・一一・二九）七二八
四　附属図書館商議会規程……（一九〇八・一二・一）七三三
五　国立学校設置法（附属図書館を規定）……（一九四九・五・三一）七三四
六　附属図書館商議会規程……（一九五四・一・二六）七三四
七　附属図書館規則……（一九五四・一・二六）七三五
八　附属図書館規程……（一九八五・六・二五）七三六
九　附属図書館利用規程……（一九八五・六・二五）七三七

第一一章　厚生補導等

一　授業料等

一　授業料分納規程……（一九三八・三・二六）七四一
二　授業料等分納規程……（一九四四・三・三一）七四一
三　国立学校における授業料その他の費用について……（一九四七・八・二五）七四三
四　授業料免除減額規程……（一九四九・一〇・二五）七四四

五　授業料、研究料免除減額規程……（一九五三・四・七）七四四
六　授業料、研究料分納規程……（一九五三・四・七）七四五
七　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔授業料免除・猶予規定追加〕（一九六〇・三・三一）七四六
八　国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令……（一九六〇・四・一五）七四六
九　授業料、研究料免除規程……（一九六一・三・七）七四七
一〇　授業料、研究料徴収猶予規程……（一九六一・三・七）七四八
一一　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令〔抄〕（一九六一・四・一）七四九
一二　授業料、入学料免除等規程……（一九七八・二・二一）七五一
一三　国立学校設置法施行令〔授業料等の免除または徴収の猶予を規定〕……（一九八四・六・二八）七五六

二一　寄宿舎

一　寄宿料徴収規程……（一八九七・一〇・一一）七五六
二　寄宿舎宇治寮規程……（一九五二・六・二三）七五七
三　学生寄宿舎規程……（一九五九・二・一〇）七五八

二三　学内掲示・集会

一　学内掲示等取扱規程……（一九四八・一二・七）七五九
二　学内集会規程……（一九五一・二・二八）七六〇
三　学内団体規程〔抄〕……（一九五一・二・二八）七六二

四　学内掲示等規程……（一九五一・三・二九）　七六二

四　学生懲戒

一　学生懲戒内規……（一九三七・四・二二）　七六三
二　学生懲戒手続規程……（一九五二・一〇・二〇）　七六四

五　入学に関する附則

一　入学ニ関スル附則……（一九〇〇・一二・二七）　七六五

第一二章　受託研究等

一　奨学資金規程……（一八九八・三・一一）　七六八
二　東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄附金委任経理規程〔抄〕……（一九〇七・三・三〇）　七六九
三　委託研究規程……（一九四〇・一〇・三一）　七七〇
四　奨学寄附金委任経理事務取扱規則〔抄〕……（一九六三・四・一）　七七〇
五　奨学委任経理金経理要綱〔抄〕……（一九六三・一二・二六）　七七二
六　奨学寄附金委任経理事務取扱規則〔抄〕……（一九六四・四・二三）　七七三
七　発明取扱規程……（一九七九・七・一〇）　七七五
八　受託研究取扱規程……（一九八二・一一・三〇）　七七八
九　民間等共同研究取扱規程……（一九八五・一二・一〇）　七八一

一〇　奨学寄附金委任経理事務取扱規程……（一九八五・一二・一〇）　七八五
一一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔寄附講座、寄附研究部門規定追加〕……（一九八七・五・一六）　七八八
一二　寄附講座及び寄附研究部門規程〔抄〕……（一九九二・一一・一〇）　七八九

第一三章　経理

一　官立学校及図書館会計法……（一八九〇・三・二八）　七九三
二　官立学校及図書館会計規則……（一八九〇・三・二八）　七九四
三　帝国大学特別会計法……（一九〇七・三・二五）　七九八
四　帝国大学特別会計規則……（一九〇七・三・二五）　七九九
五　帝国大学経理委員会規則……（一九〇七・三・二五）　八〇二
六　大学特別会計法……（一九二一・三・三〇）　八〇三
七　大学特別会計規則……（一九二一・四・一二）　八〇五
八　大学特別会計法一部改正……（一九二五・三・三〇）　八〇八
九　学校特別会計法〔抄〕……（一九四四・二・一五）　八〇九
一〇　学校特別会計規則〔抄〕……（一九四四・九・二七）　八一二
一一　公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律〔抄〕……（一九四七・三・三一）　八一五
一二　大学及び学校資金の運用等に関する政令……（一九四八・三・二四）　八一六
一三　国立学校特別会計法〔抄〕……（一九六四・四・三）　八一七
一四　国立学校特別会計法施行令〔抄〕……（一九六四・四・三）　八二一

第一四章　兵役・軍事教練・学徒動員

一　兵　役

一　徴兵令〔抄〕……（一八八九・一・二二）　八二五
二　兵役法〔抄〕……（一九二七・四・一）　八二六
三　兵役法施行令〔抄〕……（一九二七・一一・三〇）　八二八
四　陸軍補充令〔抄〕……（一九二七・一一・三〇）　八三〇
五　兵役法一部改正〔抄〕……（一九三九・三・九）　八三四
六　兵役法施行令一部改正〔抄〕……（一九三九・三・二五）　八三五
七　在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件……（一九四一・一〇・一六）　八三六
八　兵役法施行令一部改正〔抄〕……（一九四一・一一・一五）　八三七
九　在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件一部改正……（一九四一・一一・二〇）　八三七
一〇　兵役法施行令一部改正〔抄〕……（一九四三・三・三〇）　八三八
一一　在学徴集延期臨時特例……（一九四三・一〇・二）　八三九
一二　修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件〔抄〕……（一九四三・一一・一三）　八三九
一三　入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間〔抄〕……（一九四三・一一・一三）　八四一
一四　徴兵適齢臨時特例〔抄〕……（一九四三・一二・二四）　八四一
一五　入営（召集）ヲ延期スベキ学校及入営（召集）ヲ延期スベキ期間〔抄〕……（一九四四・五・二四）　八四二

一六　修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件一部改正〔抄〕……（一九四五・二・八）　八四三

二　軍事教練

一　陸軍現役将校学校配属令〔抄〕……（一九二五・四・一三）　八四三
二　陸軍現役将校ノ配属ヲ受ケテ教練ヲ行フ学校ニ於ケル教練教授要目〔抄〕……（一九二五・四・一三）　八四四
三　学校教練検定規程〔抄〕……（一九三五・一一・三〇）　八四六
四　大学教練振作ニ関スル件……（一九三九・三・三〇）　八四七

三　学徒動員

一　国家総動員法〔抄〕……（一九三八・四・一）　八五〇
二　国民勤労報国協力令〔抄〕……（一九四一・一一・二二）　八五一
三　国民勤労報国協力令施行規則〔抄〕……（一九四一・一二・一）　八五二
四　学徒勤労令……（一九四四・八・二三）　八五三
五　戦時教育令……（一九四五・五・二二）　八五六

第一五章　併設学校等

一　第七臨時教員養成所

一　第七臨時教員養成所設置*……（一九二三・四・五）　八五八
二　第七臨時教員養成所規則……　八五八

三　第七臨時教員養成所に数学科、物理化学科を増置＊……（一九二四・三・一九）　八六一
四　第七臨時教員養成所廃止＊……（一九三〇・三・三一）　八六一

二　附属医学専門部

一　帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スル件……（一九三九・五・一五）　八六二
二　臨時附属医学専門部学則……（一九三九・五・一五）　八六二
三　帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スル件改正〔抄〕〔教授、書記設置〕……（一九四〇・四・一七）　八六八
四　九州帝国大学官制外七勅令一部改正〔抄〕〔臨時附属医学専門部を附属医学専門部に改組、学生主事および学生主事補設置、主事を部長に改称〕……（一九四四・四・一）　八六九
五　従前の規定による学校として存する医学専門学校の修業年限に関する件＊……（一九四七・七・二一）　八七〇
六　国立学校設置法〔附属医学専門部包括〕……（一九四九・五・三一）　八七〇
七　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔附属医学専門部廃止〕……（一九五二・三・三一）　八七〇

三　第三高等学校

一　国立学校設置法〔第三高等学校包括〕……（一九四九・五・三一）　八七〇
二　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔第三高等学校廃止〕……（一九五〇・三・三一）　八七一

四　工業教員養成所

一　国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法〔抄〕……（一九六一・五・一九）八七一
二　国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則（一九六一・五・一九）八七三
三　工業教員養成所学則……（一九六二・一・二五）八七八
四　工業教員養成所協議員会規程……（一九六二・八・二九）八八七
五　国立学校設置法一部改正等〔抄〕〔工業教員養成所廃止〕……（一九六九・六・九）八八八

五　医療技術短期大学部

（一）　前身諸学校

一　医科大学附属医院看護婦見習講習科規則……（一九〇〇・一〇・九）八八九
二　医科大学附属医院産婆補習科規則……（一九〇二・二・七）八九一
三　医学部附属医院看護婦産婆養成所規則……（一九二二・四・五）八九二
四　東京帝国大学官制外二十一勅令一部改正〔看護婦養成施設設置〕……（一九四五・六・一六）八九九
五　医学部附属医院厚生女学部学則……（一九四六・五・一七）八九九
六　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔看護婦養成施設を看護学校に改組〕……（一九五一・三・三一）九〇四
七　医学部附属看護学校学則……（一九五二・三・二五）九〇五
八　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔助産婦学校設置〕……（一九五四・三・三一）九〇八
九　医学部附属看護学校学則……（一九五四・五・二五）九〇九
一〇　医学部附属助産婦学校学則……（一九五四・五・二五）九一二

一一　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔衛生検査技師学校設置〕……（一九五九・三・三一）　九一五
一二　医学部附属衛生検査技師学校学則……（一九五九・四・二一）　九一五
一三　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔衛生検査技師学校を臨床検査技師学校に改組〕……（一九七二・四・一）　九一八
一四　医学部附属臨床検査技師学校学則……（一九七二・四・一八）　九一八
一五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔看護学校廃止〕……（一九七七・四・一）　九二一
一六　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨床検査技師学校廃止〕……（一九七八・四・一）　九二二

（二）　医療技術短期大学部

一　国立学校設置法一部改正〔抄〕〔医療技術短期大学部設置〕…（一九七五・四・二二）　九二二
二　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔助産婦学校廃止、看護科設置〕……（一九七五・四・二二）　九二三
三　医療技術短期大学部学則……（一九七五・六・一一）　九二三
四　医療技術短期大学部教授会規程……（一九七五・七・二三）　九二三
五　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔看護科を看護学科に改組、衛生技術学科設置〕……（一九七六・四・一）　九三四
六　医療技術短期大学部教員停年規程……（一九七九・九・一九）　九三五
七　国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔理学療法学科、作業療法学科設置〕……（一九八二・三・三一）　九三五
八　医療技術短期大学部研究生規程……（一九八四・九・一九）　九三六

九　医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程……（一九八五・一一・二〇）　九三七
一〇　医療技術短期大学部学則……（一九九〇・三・三〇）　九三八

第一編

法令・規則

典拠目録

［一］『官報』
［二］『文部省年報』
［三］『文部時報』
［四］近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』
［五］『大学基準協会会報』
［六］『京都大学学報』
［七］『京大広報』
［八］『京都帝国大学一覧』・『京都大学一覧』
［九］「京都大学規程集」
［一〇］『化学研究所要覧』
［一一］「文部省令達通牒書類」*
［一二］「文部省内訓例規書類」*
［一三］「学内達示書類」*
［一四］「本学内規例規関係書類」*
［一五］「評議会議事録」*
［一六］「評議会関係書類」*
［一七］「大学院審議会関係書類」*
［一八］「総長選挙一件書類」*
［一九］「経理部規程集」*
［二〇］「法学部例規類纂」*
［二一］「農学部内規集」
［二二］「医療技術短期大学部設置準備関係書類」*
［二三］「第七臨時教員養成所関係書類」*
［二四］「京都大学医療技術短期大学部規程集」
［二五］「福岡医科大学関係書類」*

典拠番号は資料編一より資料編三の通し番号
*は京都大学事務局所蔵

京都大学百年史　資料編　1

平成11年9月30日　　発　行

編　集　　京都大学百年史編集委員会

発　行　　財団法人　京都大学後援会
京都市左京区吉田河原町15—9

印　刷　　第一法規出版株式会社
東京都港区南青山2—11—17